

ときがわ町の「就学援助制度」について

(令和4年12月28日現在)

小・中学校に就学するお子さんの、学用品の購入や給食費の支払など経済的にお困りのご家庭に、就学費用の一部を援助しています。

1 援助を受けられる方

ときがわ町に住所を有する方で、小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者の方のうち、次のア～エのいずれかに該当する方

- ア 生活保護を受けている方
- イ 生活保護の停止及び廃止となった方
- ウ 児童扶養手当を受給している方
- エ その他必要と認められる方（世帯構成、同一生計世帯全員の所得、家族の方の健康状態など世帯の状況を総合的に判断します。）

2 援助の内容

援助費目	小学校		中学校	
	学用品費・通学用品費 (年額)	1年	11,630円	1年
	2～6年	13,900円	2～3年	25,000円
学校給食費(月額)	3,900円(実費)		4,600円(実費)	
校外活動費(限度額)	宿泊なし	1,600円	宿泊なし	2,310円
※交通費・宿泊費・見学料等	宿泊あり	3,690円	宿泊あり	6,210円
新入学児童生徒学用品費 (対象：幼児・小6のうち町立 小・中学校へ入学予定の者、 新年度小1・中1の3月認定 者)	入学予定 者、1年	54,060円 (入学前の3月、入学後 7月下旬のうち1回)	小6年、 中1年	63,000円 (入学前の3月、入学後 7月下旬のうち1回)
修学旅行費(限度額)	22,690円		60,910円	
※交通費・宿泊費・見学料等				
卒業アルバム代等	11,000円		8,800円	

※金額は変更となる場合があります。

※原則、認定月の翌月から支給対象となります。

3 申請の方法

受付場所	ときがわ町教育委員会教育総務課(第二庁舎2階)
受付期間	令和5年度分(令和5年3月認定分) 2月3日(金)～3月8日(水) ※土日祝日を除く8時30分～17時15分 ※年度途中でも申請はできますが、月割りまたは対象外となる場合があります。 ※新入学児童生徒学用品費の受給に該当する方は、3月8日までに申請してください。
申請に必要なもの	①申請書(第二庁舎教育総務課窓口にあります。) ②申請者及び同一生計世帯員の印鑑(スタンプ印不可) ※申請書に押印してある場合は不要 ③申請者の振込先金融機関名・口座番号・口座名義のわかるもの ※申請書に記入してある場合は不要 ④同一生計世帯員全員の所得(令和4年分)を証明する書類(源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等) ★生活保護受給者、児童扶養手当受給者は①～③
その他	・収入がない場合も必ず住民税申告をしてください。(18歳以上の方) ・現在、就学援助を受けている方についても毎年申請が必要です。

ときがわ町教育委員会 教育総務課(第二庁舎2F)

電話 65-1521(内線3575)

ホームページアドレス <http://www.town.tokigawa.lg.jp>